

## 第2回

# 販促支援補助金のご案内

## はばたく起業家応援事業費補助金

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた**福島県内の創業5年以内**の事業者の**販路開拓・拡大**に向けた取組を支援します。

**募集期間 令和4年9月1日(木)～9月30日(金)17:00必着**

### 概要

| 事業名             | 補助率                | 補助上限額       | 事業実施期間             |
|-----------------|--------------------|-------------|--------------------|
| はばたく起業家<br>応援事業 | 補助対象経費の<br>2 / 3以内 | <b>20万円</b> | 令和5年<br>2月10日(金)まで |

- 補助対象経費（交付決定日以降に契約し、令和5年2月10日(金)までに支払が完了したもの）  
 出展料、装飾料、旅費、印刷費、賃借料、通信運搬費、外注費（委託費）、消耗品費 等  
 ※当補助金の交付を受けた方は、補助事業の完了後5年間、事業状況の報告義務が生じます。

### 応募要件

以下の①～⑥の要件を全て満たす事業であることが必要です。

|   |   |
|---|---|
| ① | 中小企業支援法第2条第1項で定められる中小企業者、または、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模事業者であること。  |
| ② | 平成29年7月1日から令和4年6月30日までの間に応募者本人が中小企業、特定非営利活動法人その他の法人の設立または個人開業を行っており、自ら主体となって事業を営んでいること。   |
| ③ | 本社および補助事業を行う事業所が福島県内に所在すること。  |
| ④ | <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上げが減少していること。<br/>           令和4年6月、7月、8月のいずれかの月（対象月）の売上げが、平成31年から令和3年のいずれかの同月（基準月）の売上げと比較して30%以上減少したこと。<br/>           ただし、次のいずれかに該当する場合には、特例措置として対象月の売上げが別に定める月（下記の売上げと比較して、30%以上減少したこと。（下図参照）</p> <p>ア) 対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合<br/>           イ) 令和3年8月2日から令和4年6月30日までに創業している場合<br/>           ※基準月は対象月よりも前月であること。</p> |
| ⑤ | 売上げを比較する月（基準月）を含む事業年度の確定申告を行っていること。<br>ただし、創業1年未満の事業はこの限りではない。  |
| ⑥ | 令和4年6月30日以前から事業を行っており、申請時において事業を継続していること。   |

（応募要件④売上減少比較イメージ図）

|                 | 3月           | 4月           | 5月           | 6月         | 7月         | 8月       |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|----------|
| 平成31年<br>(令和元年) |              |              |              |            |            |          |
| 令和2年            |              |              |              |            |            | 100      |
| 令和3年            |              |              |              |            |            | 30%以上の減少 |
| 令和4年            | 特例措置<br>ア)イ) | 特例措置<br>ア)イ) | 特例措置<br>ア)イ) | 特例措置<br>イ) | 特例措置<br>イ) | 60       |

**対象月** …令和4年6月、7月、8月のいずれか  
**基準月** …〈原則〉平成31年～令和3年のいずれか同月  
 〈特例措置〉  
 ア) 令和4年3月、4月、5月のいずれか  
 イ) 創業時期 対象月と比較する月

| 創業時期                  | 対象月と比較する月           |
|-----------------------|---------------------|
| 令和3年8月2日から令和4年3月1日まで  | 令和4年3月、4月、5月のいずれかの月 |
| 令和4年3月2日から令和4年4月1日まで  | 令和4年4月、5月、6月のいずれかの月 |
| 令和4年4月2日から令和4年5月1日まで  | 令和4年5月、6月、7月のいずれかの月 |
| 令和4年5月2日から令和4年6月1日まで  | 令和4年6月、7月のいずれかの月    |
| 令和4年6月2日から令和4年6月30日まで | 令和4年7月              |

※売上の比較についてご不明な点がある場合は、経営支援課（024-525-4034）までお気軽にお問い合わせください。

## 採択者特典

- 当補助金採択者は、創業支援等の経験豊富な「事業サポーター」による伴走的支援を受けることができます。具体的には、補助金採択後から翌年2月にかけて「事業サポーター」による訪問支援（アイディアの具体化、事業計画のブラッシュアップ、経営ノウハウの提供等）を2ヶ月に1回程度受けられます。
- 採択者の企業情報を福島県が運営する創業支援関連サイト「ビズスタふくしま」に掲載します。

## 応募方法

募集期間：令和4年9月1日(木)～9月30日(金)17:00必着

提出方法：郵送または持参

- 提出書類：①事業計画書 ②暴力団排除に関する誓約書 ③役員一覧  
④本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し）  
⑤納税証明書の写し（地方振興局より取得する、県税に未納が無いことを証明するもの）  
⑥[個人の場合]開業届（税務署に提出したもの）または[法人の場合]履歴事項全部証明書の写し  
⑦令和4年分の営業状況がわかる資料（対象月の売上がわかるもの）  
⑧売上を比較する月（基準月）の売上がわかる資料（原則、売上を比較する月（基準月）を含む事業年度の確定申告書の写しが必要となります。）  
⑨会社案内等

※提出書類の様式は、当センターホームページよりダウンロードください。（下記記載）

※公募内容の詳細は「はばたく起業家応援事業費補助金（第2回）公募要領」を参照ください。

公募要領・提出書類等はホームページ（<https://www.utsukushima.net/support/habataku.html>）よりダウンロードください。



## 審査方法・スケジュール（予定）

|              | 第2回                 |
|--------------|---------------------|
| 書類審査         | 令和4年10月上旬（予定）       |
| 採択内示又は不採択通知  | 令和4年10月中旬（予定）       |
| 交付申請書の提出     | 令和4年10月下旬（予定）       |
| 補助金交付額の決定    | 令和4年10月下旬（予定）       |
| 採択者説明会       | 令和4年11月上旬（予定）       |
| 補助事業の実施      | 交付決定の日～令和5年2月10日(金) |
| 事業サポーターによる支援 | 交付決定の日～令和5年2月       |
| 補助金交付        | 令和5年3月              |

## お申込み・お問合せ先

### (公財) 福島県産業振興センター 経営支援課

TEL：024-525-4034 FAX：024-525-4036

E-mail：sien@f-open.or.jp

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階

